

各通所介護事業所を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長  
(公印省略)

## 指定通所介護事業所における宿泊サービスの実施に関する届出について（通知）

本県の高齢者福祉の推進について、日頃、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本年4月の介護保険制度改正により、指定通所介護サービス事業に供する設備を利用して通所介護サービス以外のサービスを行う場合は、指定権者への届出が必要となりました。

については、通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施する事業所においては、「鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）」（以下、「条例」という。）及び「鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）」（以下、「規則」という。）の規定による届出を各指定権者に行ってください。

（担当）介護サービス事業・施設担当（0857-26-7175）

## 記

## 1 条例及び規則に基づく届出が必要な場合

指定通所介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所の設備を利用して利用者を宿泊させる場合。  
（条例別表の6の表設備の項第4号）

## 2 届出様式

別添様式のとおり

## 2 届出内容・時期について

	届出時期	根拠
開始届出	(平成27年7月2日以前に宿泊サービスを実施している事業所) <b>平成27年8月12日(水)まで</b> ----- (平成27年7月3日以降に宿泊サービスを開始する事業所) <b>利用者の宿泊を開始する30日前まで</b>	規則別表第1の6の表設備 の項第4号 (平成27年7月3日一部改正)
変更届出	届出を行った事項に変更が生じた後、遅滞なく	規則別表第1の6の表設備 の項第5号 (平成27年7月3日一部改正)
休止届出	休止後、遅滞なく	
廃止届出	廃止後、遅滞なく	

## 3 届出先・問い合わせ先

圏域	届出先	
東部	東部福祉保健事務所 福祉企画課	〒680-0901 鳥取市江津 730 電話：0857-22-5164
中部	中部総合事務所福祉保健局 福祉企画課	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 電話：0858-23-3296
西部 (南部町、伯耆町、日吉津村を除く)	西部総合事務所福祉保健局 福祉企画課	〒683-0802 米子市東福原 1丁目 1-45 電話：0859-31-9314
南部町、伯耆町、 日吉津村	南部箕蚊屋広域連合 事務局	〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺 377-1 電話：0859-39-6222